

議案第 2 幸手市デマンド交通の運行期間延長について

現在、平成 27 年 10 月から令和 3 年 3 月までの 5 年 6 か月間の運行としている幸手市デマンド交通について、令和 3 年 4 月以降も運行を継続したく、令和 3 年 12 月 31 日までの 9 か月間延長し運行することについて協議をお願いするものです。